

社会福祉法人ぶどうの里役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶどうの里（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは役員のうち、常勤役員以外の者で、非常勤理事をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には定款第8条により報酬は支弁しない。ただし別表3に定める規定により費用を弁償する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては職員給与以外に職員としての勤務時間外に理事として活動して理事会に出席する等、理事としての活動に対して別表に基づき報酬を支給する。また非常勤理事については理事として理事会に出席する等、理事としての活動に対して、別表に基づき報酬を支給する。
- 4 監事に対して別表に基づき報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は年間250万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は年間50万円以内とする。
- 3 この法人の常勤及び非常勤理事の報酬月額を別表「理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤及び非常勤理事の報酬月額は、別表「理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 各々の監事の報酬額は、別表「理事俸給表」を勘案して、評議員会において定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤及び非常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤及び非常勤役員の報酬等は、翌月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は平成29年6月25日(評議員会の議決日)から施行する。
- 2 社会福祉法人ぶどうの里の「役員等報酬および費用弁償規程」に関する規程を廃止する。

別表

役員報酬及び評議員の実費弁償に係る算定基準

別表 理事俸給表

号	月額（円）	役員名
1	20,000	理事、非常勤理事
2	30,000	事務局長
3	50,000	業務執行理事
4	60,000	理事長

別表 2 監事報酬俸給表

会議出席	5,000 円 / 1 回
会計監査等	10,000 円 / 1 回

別表 3 評議員の実費弁償

宿泊が必要な場合の宿泊料等は、職員の旅費規程に準じて弁償する。

2 評議員会への参加に関しては、下表に基づき費用弁償する。

役員等の居住地	金額
甲州市内	1 回につき3,000円
山梨県内（甲州市を除く）	1 回につき5,000円
山梨県外	1 回につき10,000円

別表 4 理事・非常勤理事についての記述

理事	職員として勤務している者
非常勤理事	常勤していない理事